

## 様式第2号(第3条関係)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当 課	産業観光部農林政策課
委託業務番号	令和4年度 長農林第1号
委託業務名称	市場ニーズに応える6次産業化実証事業支援業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	「小谷城スマートIC栽培実験農場」及び市内農家が管理する圃場等において、6次産業化拠点整備事業の一環として、企業や市場等のニーズに応じた農産物の実証栽培を行うとともに、農業経営の安定化に向け、農作物の増収と品質向上を図るために、土壤改良等を実施・検証する事業やスマート農業の調査研究等を実施し、市内農家に対し広く情報発信を行うものとする。 また、小谷城スマートIC周辺の6次産業化拠点整備に向け、市内農家や企業の情報収集とビジネスマッチングの実施及び周辺地域への理解促進やネットワーク構築を行うものとする。
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	金8,100,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市田村町1281番地8 [商号又は名称] 一般社団法人 バイオビジネス創出研究会
契約相手方の選定理由	本事業は、小谷城スマートIC栽培実験農場及び市内農業者が管理する圃場等において、出口戦略を持つ企業等と連携し市場ニーズに応じた加工用農作物や需要の高い園芸作物の実証栽培を行うほか、6次産業化につながる収穫体験事業や市内での実装を目指したスマート農業実演会等を実施し、広く情報発信することにより、市内農業者の経営の安定化や多角化を図り、地域農業の持続的発展を目指すものです。 本事業の遂行には、市内農商工業者や地元農業協同組合、研究機関、農機メーカー等との協力・連携が必要であり、その中核として、高い調整能力を発揮し、不測の事態にも迅速に対応でき、取組の成果を情報発信できる体制が必要です。 (一社)バイオビジネス創出研究会は、小谷城スマートIC栽培実験農場の立ち上げから、市内農商工業者や地元農業協同組合、研究・教育機関、農機メーカー等と協力・連携し、需要の高い農産物の栽培や水田野菜の生産振興、地域伝承野菜のブランド化等を通して、農業資源の活用、地域農業の振興に取り組んできた実績とノウハウを有しています。また、事業化支援施設の指定管理者として、産官学連携による創業・事業化支援を行っていることから、事業者や支援者の幅広いネットワークを有しています。 当法人がこれまで培ってきた上記ノウハウやネットワーク、関係機関の協力・連携を引き出す高い調整能力、市内農家への普及に向けた取組成果の情報発信能力を有する法人は他にないことから、本事業の委託契約先として当法人を選定したものです。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</b></p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸(1)借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>